

～下長津田自治会をご紹介します～

下長津田自治会は、昭和28年4月の発足以来、防火・防災・防犯活動を行ってきましたが、平成18年に、地元で空き巣が多発したのをきっかけに、防犯部を再編し、パトロール活動を開始しました。

横浜市緑区いぶき野にある自治会館を拠点として、約60名の防犯部員の他、協力員として24名が参加しており、警察や区役所と連携しながら活発な活動を展開しています。下長津田自治会は、昨年度の「犯罪のない安全・安心まちづくり功労者表彰」を受賞した団体で、「気楽に」「気長に」「無理をしない」を基本スタンスとして、隙のない活動で自分たちの地域を守っています。

★井上会長・河原副会長・久保田防犯部長にお話をうかがいました★

Q どの様な活動を行っていますか?

毎月第2,3,4日曜日の夕方に、徒歩によるパトロールを行っています。パトロールする際は、子どもの見守り・ゴミ拾い・街灯の破損状況・駐車車両・不審者など様々な着眼点を持って活動するようにしています。また、毎月1日と15日には、部員及び協力員の玄関先に防犯の「のぼり旗」を一斉に立て掛け、地域全体が防犯意識を高められるようにしています。



Q 工夫していることは何ですか?

3ヶ月ごとに活動のテーマを決めて活動しています。例えば、4～6月は新入学児童の見守り活動、7～9月は街灯の破損チェックをテーマとして活動するのです。こうすることで、マンネリ化を防止できますし、活動の見直しもでき、活性化にもつながります。また、地域で空き巣が発生した場合は、できるだけ多くの人に発生したことを知らせるため、連絡網で素早く部員に伝え、自治会が独自で作成した「速報板」という注意喚起看板を部員及び協力員の玄関先に掲げることによってしています。



Q 今後の課題は何ですか?

今後は防犯を基盤として、防災に目を向けることが重要だと考えています。パトロールしたからこそ知り得た情報を防災に生かし、また、自治会内の他の部門と密な連携をとることで、誰もが安心して暮らせる地域を作っていこうと考えています。



オリジナルの速報板



「落書きは犯罪です!」

公共施設や他人の家屋・店舗などへ「落書き」をした場合
建造物損壊 (刑法第260条違反)・・・3年以下の懲役
器物損壊 (刑法第261条違反)・・・3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
軽犯罪法 (第1条33号違反)・・・拘留又は科料
等の犯罪に該当します。

☆ 割れ窓理論 ☆

建物の窓が割れているのを放置すると、誰もが注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく全て壊されてしまうという理論です。
これをコミュニティに置き換え、小さな秩序の侵害が、それ自体軽微なものであっても、そのまま放置することで、「そこに誰も関心がない」「管理されていないから何をやってもいい」という無秩序な空間が生み出され、瞬間に社会全体が無秩序となり崩壊してしまう。割れた窓ガラスをコミュニティに例えた理論で、小さな事象にこそ対策を講じるべきであるとする考え方です。

防犯活動サポーターの募集について

地域住民が自主的に行う防犯活動の活性化を図るため、防犯活動サポーターを募集します。

活動内容：県のくらし安全指導員の行う防犯活動の補助
県内で自主防犯活動を行う方々への助言 など
対象者：自主防犯活動等の経験が豊富で、ボランティア活動ができる方
募集メ切：平成24年9月30日 (電話で受け付けております。)
お問い合わせ：くらし安全交通課 推進グループ (担当 辺見) Tel.045-210-3520



くらし安全通信



- ・夏に向けて防犯対策!
- ・お子さんを危険から守るために!
- ・かながわ犯罪被害者サポートステーション
- ・新任くらし安全指導員等研修に参加して (受講者の感想)
- ・神奈川県交通安全自転車安全運転バイクの日
- ・ケータイ、ネットがもたらす危険性!
- ・夏休み子ども安全キャンペーン開催のお知らせ
- ・地域活動情報「下長津田自治会」
- ・落書きは犯罪です!
- ・防犯活動サポーターの募集について

夏に向けて防犯対策!

「痴漢」「盗撮」「強制わいせつ」等、女性をターゲットとした犯罪が後を絶ちません。これらの被害にあわないよう、改めて「自分の身は自分で守る」という視点から防犯対策を見直しましょう。



外出時・帰宅時の防犯対策

- ☆人通りの少ない道や暗い道は出来るだけ避け、深夜に出歩かないようにしましょう。
- ☆極端に露出の多い服装などは避けましょう。
- ☆携帯電話を操作しながら、又はヘッドフォンで音楽を聴きながら歩くのはやめましょう。
- ☆後をつけてくる不審な人はいないか注意を払いましょう。
- ☆いざという時のために防犯グッズを身につけ、いつでも使えるようにしましょう。

6月～8月は わいせつ事犯増加!



わいせつ事犯は、6月～8月にかけて多発しています。危機意識を持って、自分の身は自分で守るところがけましょう。



お子さんを危険から守るために!

夏休みに入ると、外で遊ぶ機会が増え、子どもが事件や事故の被害者になる機会も増加します。日ごろから被害にあわないよう防犯対策を教えることが大切です。
次のチェック項目を活用して、お子さんを危険から守りましょう。



チェックしてみよう!

- 外出時には、必ず「誰と」「どこで」「何をするか」「何時に帰るのか」を言うようにさせている
- できる限り一人で遊ばないよう教えている
- 危険な目に遭いそうになったときは「助けて!」と大声を出すよう教えている
- 「子ども110番の家」や、危険な場所を確認している
- 危険な目にあったら家の人に伝えられるよう日頃からコミュニケーションを大切にしている

かながわ犯罪被害者サポートステーション

★一人で悩まないで!★

電話相談 **045-311-4727**

月～土9:00～17:00 ※日曜日、祝日、年末年始を除く

かながわサポステ

検索

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」

犯罪にあわれた方やその家族の方々が、平穏な日常生活を回復するために必要な支援を途切れことなく受けられるよう、県・県警察・NPO法人神奈川被害者支援センターの三者が常駐し、各々の専門やノウハウを活かしながら、総合的な支援をきめ細かく提供しています。



神奈川県産科婦人科医会と連携した新たな被害者支援ネットワークを構築!

本年2月に神奈川県産科婦人科医会と「性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」を締結しました。協定に基づき、性犯罪被害者への支援における連携・協力で賛意を示していただいた病院・診療所には「協力病院等」として、被害者の方の不安を和らげるような配慮などを行っていただいています。

法テラス神奈川との連携により支援体制を強化!

犯罪被害者等への支援体制の充実を図ることを目的として、本年4月に日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）と「犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定」を締結しました。協定に基づき、相談室の相互利用や支援要請の引継ぎを行うことにより、犯罪被害者等の移動負担の軽減等が図られるとともに、相互に協力して広報を行うことで、両者が実施する犯罪被害者等支援の取組を周知する機会が増加することとなりました。

新任くらし安全指導員等研修に参加して

本年4月、新任のくらし安全指導員、市町村安全・安心まちづくり担当職員等及び防犯活動サポーターを対象として、防犯活動に必要な基礎知識・技術の習得及び最新の情報収集を目的として「新任くらし安全指導員等研修」が行われました。くらし安全指導員が実施する防犯教室等の補助や自主防犯活動団体への助言等を行う「防犯活動サポーター」である高野健市さんの研修を受講した感想です。

地域の防犯活動に取り組んで、早くも7年目になりました。この度の研修へ参加の機会を得まして、犯罪の実態と予防策について、多くを学ぶことができました。講師並びに県くらし安全指導員の皆様より懇切丁寧なご指導を頂きまして、大変有難うございました。貴重な資料とメモは多く、近々にも整理して、今後の活動に供したいと思います。講義は、極めて多岐にわたり、大別し警察活動、街頭犯罪、交通事犯、生活経済事犯、サイバー犯罪があり、私にとっては初めての薬事・薬物乱用、暴力団対策、更に犯罪被害者支援がありました。今回、私共が求める地域社会の安全と安心がどの様になっているかを知り、重要な課題と思えました。

4月初旬の陽気のよい開催であり、参加者相互の交流もでき、楽しい研修でありました。

講義のボリュームがあり、大変でしたが、無事修了でき感謝いたしております。



防犯活動サポーター（平成23年2月登録）
横浜市立下田小学校地域コーディネーター
高野 健市さん

★防犯活動サポーター制度

防犯教室を実施する新たなプレーヤーの発掘・育成と県内の自主防犯活動団体への助言を行うため、防犯活動の豊富な経験を有するボランティアを公募、登録し、活動の場を提供する制度です。

★防犯活動サポーターの主な活動内容

- ①くらし安全指導員が実施する防犯教室等の補助
- ②県が実施する防犯キャンペーン等の補助
- ③自主防犯活動団体への助言等

今年度の募集は、最終面でお知らせしています。

自転車はクルマ社会の一員です!

普通自転車が歩道通行できる場合は?

- ★道路標識・標示で指定されている場合
 - ★13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転する場合
 - ★車道又は交通の状況から見て、やむを得ないと認められる場合
- ※ただし、警察官等が指示した場合は、その指示に従ってください。

神奈川県の交通安全

自転車安全利用5則

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車両寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用



8月19日はバイクの日!



平成23年中、二輪車乗車中に亡くなられた方は全体の32.2%を占めており、全国（18.3%）に比較してみると、神奈川県は約2倍となっています。

8月19日はバイクの日です。

バイクは便利な乗り物である反面、事故が発生した場合には、体を防御する物がないために大きなダメージを受けてしまいます。

バイクに乗る時は、交通ルールを守り、速度は控えめに、ヘルメットは正しく着用しましょう。

ケータイ・ネットがもたらす危険性!

スマートフォンの普及により、より一層インターネットが身近になった現代。いつでもどこでもインターネットにアクセスできるようになったと同時に、インターネットに絡む犯罪が増加の一途をたどっています。犯罪やトラブルに巻き込まれないために、十分理解して使用しましょう。



1 掲示板、チャット等ではルールやマナーを守りましょう!

掲示板等で悪質な書き込みをされたという相談が増えています。内容によっては、侮辱罪や名誉毀損に該当する場合があります。ルールやマナーを守って正しく使いましょう。

2 知らない人に自分の情報を教えないようにしましょう!

知らない人に住所や連絡先などを教えないようにしましょう。また、インターネットにも安易に入力することは避けましょう。

3 ID/パスワードをしっかりと管理しましょう!

安易に入力することで、フィッシングなどの被害に遭うことがあります。また、他人のIDやパスワードを勝手に使用してログインすることは「不正アクセス」という犯罪に該当します。

4 コンピューターウイルス対策ソフトの導入及び最新のセキュリティプログラムを適用しましょう!

ウイルスは日々変化して進入しようとしてきます。対策ソフトを導入し、適切な設定を行い、安易にファイルのダウンロードはしないようにしましょう。

5 インターネットで知り合った相手と安易に会うのは危険です。絶対やめましょう!

コミュニティサイトを通じて18歳未満の利用者が性犯罪に巻き込まれる事件が県内で増加しています。出会い系だけが危険なわけではありません。好奇心だけで近づかないようにしましょう。



夏休み子ども安全キャンペーン開催!

神奈川県と県警察がお子さんの安全をテーマとしたキャンペーンを開催いたします!
楽しいイベントが盛りだくさん!是非、お子さんと一緒に足を運んでください!

開催日:平成24年7月29日(日)午前10時30分～午後3時ころまで

開催場所:横浜駅東口 新都市プラザ(横浜そごう前)

イベント内容:ダンスショー、白バイで記念撮影、ぬりえコーナー、防犯教室 など

